

平成29年度 新教育課程説明会

幼稚園教育要領について

群馬県教育委員会 義務教育課

学習指導要領等改訂の概要

— 改訂の基本方針 —

① 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化

幼稚園教育で育みたい資質・能力として、次の3つを示し、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むこと

- ・「知識及び技能の基礎」
- ・「思考力・判断力・表現力等の基礎」
- ・「学びに向かう力、人間性等」

② 小学校教育との円滑な接続

- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協働性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ること

③ 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

- ・ 現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図ること
- ・ いわゆる預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

幼稚園教育要領の構成

改訂前

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 教育課程の編成
- 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

- 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
 - 1 一般的な留意事項
 - 2 特に留意する事項
- 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

改訂後

※基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。

前文

第1章 総則

- 第1 幼稚園教育の基本
- 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
- 第3 教育課程の役割と編成等
- 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
- 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
- 第6 幼稚園運営上の留意事項
- 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

第2章 ねらい及び内容

健康
人間関係
環境
言葉
表現

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項

幼稚園教育要領改訂の概要

— 前文の趣旨及び要点 —

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
- ③ 幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

第1章

総則の改訂について



「環境を通して行う教育」を基本とする

- 幼児の主体的な活動を促し、幼児期にふさわしい生活を展開
(幼児は安定した情緒の下で自己発揮をすることにより発達に必要な体験を得ていく)
- 遊びを通しての指導を中心として第2章に示すねらいが総合的に達成されるようにすること
(「遊び」は、幼児にとって重要な「学習」)
- 一人一人の発達の特性に応じること

※環境とは物的な環境だけでなく、教師や他の幼児も含めた幼児の周りの環境すべて

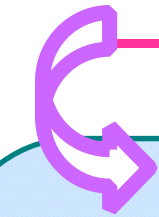
幼児期の教育における見方・考え方



幼児が身近な環境に主体的に関わり、
環境との関わり方や意味に気づき、
これらを取り込もうとして、試行錯誤
したり、考えたりするようになる。

(p23、43)

教材を工夫する

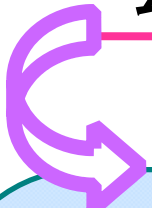


各幼稚園では、教材研究を通して、
幼児と教材との関わりについて理解
を深め、遊びを展開し充実していく
ような豊かな教育環境の創造に努め
ることが必要。

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼稚園教育において育みたい資質・能力

(p47、48)

- 
- 「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の3つ。
 - 個別に取り出して指導するのではなく、遊びを通した総合的な指導の中で一体的に育むよう努めること。
 - 各幼稚園においては、実践における幼児の具体的な姿から改めて捉え、教育課程の編成等を図ること。

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(p49、50)

- 
- 幼稚園教育に育みたい資質・能力が育まれている幼児の具体的な姿。特に5歳児後半に見られるようになる姿。
 - これらの姿を念頭に置いて捉え、一人一人の発達に必要な体験が得られるような状況をつくったり必要な援助を行ったりするなど、指導を行う際に考慮。
 - これらの姿が到達すべき目標ではないことや個別に取り出されて指導されるものではないことに十分留意。
 - 全ての幼児に同じように見られるものではないことに留意。
 - 5歳児に突然見られるようになるものではないため、3歳児、4歳児の時期から、それぞれの時期にふさわしい指導を積み重ねていくことに留意。

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び
「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(p51~72)

- 
- (1) 健康な心と体
 - (2) 自立心
 - (3) 協同性
 - (4) 道徳性・規範意識の芽生え
 - (5) 社会生活との関わり
 - (6) 思考力の芽生え
 - (7) 自然との関わり・生命尊重
 - (8) 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚
 - (9) 言葉による伝え合い
 - (10) 豊かな感性と表現

10項目で
再整理

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

(p51~72)

全項目とも、下記のような構成となっている。

○関わりの深い領域



○発達の様相（入園から修了までの姿、5歳児後半の姿）



○具体的な例示



○教師の援助



○小学校とのつながり

教育課程の役割と編成等

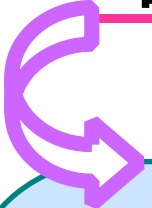
幼稚園教育要領におけるカリキュラム・マネジメント (p76)

- 
- 園長は、全体的な計画にも留意しながら「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」を踏まえて教育課程を編成すること、教育課程の実施に必要な**人的または物的な体制を確保して改善を図っていくこと**などを通して、各幼稚園の教育課程に基づき、**全教職員の協力体制の下**、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントを実施することが求められる。

教育課程の役割と編成等

各幼稚園の教育目標と教育課程

(p77)

- 
- 教育課程の編成に当たっては、幼稚園教育において育みたい資質・能力を踏まえつつ、**各幼稚園の教育目標を明確にする**とともに、**教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めるもの**とする。

教育課程の役割と編成等

小学校教育との接続

(p91、92)

- 
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、**幼児期から児童期への発達の流れを理解することが大切**。すなわち、子供の発達を長期的な視点で捉え、**互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めることが大切**。
 - 小学校の教師との意見交換や合同の研究会や研修会、保育参観や授業参観などの連携を図ることが大切**。

(参考) 小学校学習指導要領

第1章 総則

第2 教育課程の編成

4 学校段階等間の接続

教育課程の編成に当たっては、次の事項に配慮しながら、学校段階等間の接続を図るものとする。

(1) 幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を踏まえた指導を工夫することにより、幼稚園教育要領等に基づく幼児期の教育を通して育まれた資質・能力を踏まえて教育活動を実施し、児童が主体的に自己を発揮しながら学びに向かうことが可能となるようにすること。

また、低学年における教育全体において、例えば生活科において育成する自立し生活を豊かにしていくための資質・能力が、他教科等の学習においても生かされるようにするなど、教科等間の関連を積極的に図り、幼児期の教育及び中学年以降の教育との円滑な接続が図られるよう工夫すること。特に、小学校入学当初においては、幼児期において自発的な活動としての遊びを通して育まれてきたことが、各教科等における学習に円滑に接続されるよう、生活科を中心に、合科的・関連的な指導や弾力的な時間割の設定など、指導の工夫や指導計画の作成を行うこと。

全体的な計画の作成

(p93)

- 
- 指導計画、教育活動の計画、学校保健計画、学校安全計画等の計画を作成するとともに、
それらの計画が関連をもちながら、一体的に
教育活動が展開できるようにする、全体的な
計画を作成することが必要である。

指導計画の作成と 幼児理解に基づいた評価

主体的・対話的で深い学びの実現

(p106)

- 
- 体験の質が重要。あることを体験することにより、それが幼児自身の内面の成長につながっていくことが大切。
 - 教師は絶えず指導の改善を図っていく必要がある。

指導計画の作成と 幼児理解に基づいた評価

言語活動の充実

(p109)

- 
- 遊びや生活の様々な場面で言葉に触れ、言葉を獲得していけるような豊かな言語環境を整える。
 - 獲得した言葉を幼児自らが用いて、友達と一緒に工夫したり意見を出し合ったりして考えを深めていくような言語活動の充実を図る。

指導計画の作成と 幼児理解に基づいた評価

見通しや振り返りの工夫

(p111)



- 教師は、幼児が実現したいと思っていることを支えて、**次第に目的をもった取組につなげていくことが大切である。**

指導計画の作成と 幼児理解に基づいた評価

幼児理解に基づいた評価の実施

(p121)

- 
- 幼児一人一人のよさや可能性、特徴的な姿や伸びつつあるものなどを把握する。
 - 他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意する。

指導計画の作成と 幼児理解に基づいた評価

幼児理解に基づいた評価の実施

(p122)

- 
- 日々の記録やエピソード、写真など幼児の評価の参考となる情報を生かしながら評価を行ったり、複数の教職員で、それぞれの判断の根拠となっている考え方を突き合わせながら同じ幼児のよさを捉えたりして、より多面的に幼児を捉える工夫をすることが大切。

特別な配慮を必要とする幼児への指導

障害のある幼児などへの指導 (p123)

- 
- 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用に努めること。

海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応 (p128)

- 
- 個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

幼稚園運営上の留意事項

(p130、136)

- 学校評価については、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意すること。
- 幼稚園間に加え、小学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、協働して生活していく態度を育むよう努めること。

第2章

ねらい及び内容の改訂について



幼稚園教育要領改訂の概要 —「ねらい及び内容」の改訂の要点—

(p7)

①. 「ねらい」・「内容の取扱い」について

○「ねらい」

→幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの

○「内容の取扱い」

→幼児の発達を踏まえた指導に行うに当たって留意すべき事項

○指導を行う際に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮すること。

幼稚園教育要領改訂の概要

ー 各領域における改訂の要点ー

領域「健康」

- 「ねらい」
 - ・（３）見通しをもって行動すること。
- 「内容」
 - ・（５）食べ物への興味や関心をもつこと。
- 「内容の取扱い」
 - ・（２）多様な動きを経験する中で
 - ・（６）安全に関する指導

幼稚園教育要領改訂の概要

— 各領域における改訂の要点 —

領域「人間関係」

- 「ねらい」
 - ・（２）工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わうこと。
- 「内容の取扱い」
 - ・（１）諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもつこと。

幼稚園教育要領改訂の概要

ー 各領域における改訂の要点ー

領域「環境」

- 「内容」
 - ・（６）様々な文化や伝統に親しむこと。
- 「内容の取扱い」
 - ・（４）文化や伝統に親しむ際には、
～ 社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどを養われるようにすること。

幼稚園教育要領改訂の概要

ー 各領域における改訂の要点ー

領域「言葉」

- 「ねらい」
 - ・（３）言葉に対する感覚を豊かにすること。
- 「内容の取扱い」
 - ・（４）生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。

幼稚園教育要領改訂の概要

ー 各領域における改訂の要点ー

領域「表現」

○「内容の取扱い」

- ・（１）豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすること。

おわりに・・・



- ・ 幼児期の教育の質が問われる時代となった。
- ・ 質の中核は、幼児期の教育を担う教師・保育士等の力量にある。
- ・ その力量は実践を振り返り見直すこと、そしてそのために常日頃から研修を進めることにより育つ。
- ・ 振り返り見直すとは、子どもの活動のちょっとした場面での出会いと気づきと工夫を捉え、そこから子どもの学びと育ちの見通しを捉えること。
- ・ 専門性とは常に学び続け、高め続けることにより可能となる。
- ・ 個々の教師・保育士等の専門性の成長とは、専門家集団としての園が成り立つことにより支えられる。

幼稚園教育要領の改訂について

—主な改訂内容—

(平成29年 7月)

文部科学省 初等中等教育局 幼児教育課



1

学習指導要領等改訂の概要 - 改訂の基本方針

幼稚園教育要領の改訂については、中央教育審議会答申を踏まえ、次の基本方針に基づき行った。

① 幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化

幼稚園教育で育みたい資質・能力として、次の3つを示し、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むこと

- ・「知識及び技能の基礎」
- ・「思考力・判断力・表現力等の基礎」
- ・「学びに向かう力、人間性等」

② 小学校教育との円滑な接続

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化

(「健康な心と体」「自立心」「協働性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

- ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教師と共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ること

③ 現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

- ・現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図ること
- ・いわゆる預かり保育や子育ての支援の充実を図ること

2

幼稚園教育要領の構成

改訂前

- 第1章 総則**
 第1 幼稚園教育の基本
 第2 教育課程の編成
 第3 教育課程に係る教育時間の終了後等
 等を行う教育活動など
- 第2章 ねらい及び内容**
 健康
 人間関係
 環境
 言葉
 表現
- 第3章 指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等
 等を行う教育活動などの留意事項**
 第1 指導計画の作成に当たっての留意事項
 1 一般的な留意事項
 2 特に留意する事項
 第2 教育課程に係る教育時間の終了後等
 等を行う教育活動などの留意事項

改訂後

※基本原則を示す「総則」を抜本的に改善し、必要な事項を分かりやすく整理。

前文

- 第1章 総則**
 第1 幼稚園教育の基本
 第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」
 第3 教育課程の役割と編成等
 第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
 第5 特別な配慮を必要とする幼児への指導
 第6 幼稚園運営上の留意事項
 第7 教育課程に係る教育時間の終了後等
 等を行う教育活動など
- 第2章 ねらい及び内容**
 健康
 人間関係
 環境
 言葉
 表現
- 第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等
 等を行う教育活動などの留意事項**

前文について

今回の改訂においては、「改訂の基本方針」の理念を明確にし、社会で共有されるよう
よう新たに前文を設け、次の事項を示した。

- ① 教育基本法に規定する教育の目的や目標の明記とこれからの学校に求められること
- ② 「社会に開かれた教育課程」の実現を目指すこと
- ③ 幼稚園教育要領を踏まえた創意工夫に基づく教育活動の充実

第1章 総則の改訂について

幼稚園教育要領改訂の概要 - 「総則」の改訂の要点 (1)

- ① 幼稚園教育の基本
 - 「環境を通して行う教育」を基本とすることは変わらない。
 - 幼児期の教育における見方・考え方を明示。
 - 計画的な環境の構成に関連して教材を工夫することを明示。
- ② 幼稚園教育において育みたい資質・能力を明確化。
- ③ 5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化するとともに、小学校と共有することにより幼小接続を推進。
- ④ 教育課程の役割と編成等
 - 各幼稚園においてカリキュラム・マネジメントの充実に努めること。
 - 各幼稚園の教育目標を明確にし、教育課程の編成についての基本的な方針が家庭や地域とも共有されるよう努めること
 - 満3歳児が学年の途中から入園することを考慮し、安心して幼稚園生活を過ごすことができるように配慮すること。
 - 幼稚園生活が安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。
 - 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図るよう努めること。
 - 教育課程を中心に、幼稚園の様々な計画に関連させ、一体的な教育活動が展開されるよう全体的な計画を作成すること。

幼稚園教育要領改訂の概要 - 「総則」の改訂の要点 (2)

- ⑤ 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価
 - 多様な体験に関連して、幼児の発達に即して主体的・対話的で深い学びが実現できるようにすること。
 - 幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。
 - 幼児の実態を踏まえながら、教師や他の幼児と共に遊びや生活の中で見通しをもったり、振り返ったりするよう工夫すること。
 - 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。
 - 幼児一人一人のよさや可能性を把握するなど幼児理解に基づいた評価を実施すること。
 - 評価の実施に当たっては、指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすることに留意すること。
- ⑥ 特別な配慮を必要とする幼児への指導
 - 障害のある幼児などへの指導に当たっては、長期的な視点で幼児への教育的支援を行うための個別の教育支援計画と、個別の指導計画を作成し活用することに努めること。
 - 海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、個々の幼児の実態に応じ、指導内容等の工夫を組織的かつ計画的に行うこと。

⑦ 幼稚園運営上の留意事項

- 園長の方針の下に、教職員が適切に役割を分担、連携しつつ、教育課程や指導の改善を図るとともに、学校評価については、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意すること。
- 幼稚園間に加え、小学校等との間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、協働して生活していく態度を育むよう努めること。

第2章 ねらい及び内容の改訂について

幼稚園教育要領改訂の概要 - 「ねらい及び内容」の改訂の要点 (1)

- ① 「ねらい」・「内容の取扱い」について
 - 「ねらい」を幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたもの、「内容の取扱い」を幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事項として明示。
 - 指導を行う際に「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮することを明示。
- ② 各領域における改訂の要点
 - 領域「健康」
 - ・見通しをもって行動することを「ねらい」に明示。
 - ・食べ物への興味や関心をもつことを「内容」に明示。
 - ・「幼児期運動指針」(平成24年3月文部科学省)などを踏まえ、多様な動きを経験する中で、体の動きを調整するようにすることを「内容の取扱い」に明示。
 - ・幼稚園教育要領において、これまで第3章指導計画作成に当たっての留意事項に示されていた安全に関する記述を、安全に関する指導の重要性の観点等から「内容の取扱い」に明示。
 - 領域「人間関係」
 - ・工夫したり、協力したりして一緒に活動する楽しさを味わうことを「ねらい」に明示。
 - ・諦めずにやり遂げることの達成感や、前向きな見通しをもつことなどを「内容の取扱い」に明示。

11

幼稚園教育要領改訂の概要 - 「ねらい及び内容」の改訂の要点 (2)

- 領域「環境」
 - ・日常生活の中で、我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむことなどを「内容」に明示。
 - ・文化や伝統に親しむ際には、正月や節句など我が国の伝統的な行事、国歌、唱歌、わらべうたや伝統的な遊びに親しんだり、異なる文化に触れる活動に親しんだりすることを通じて、社会とのつながりの意識や国際理解の意識の芽生えなどを養われるようにすることなどを「内容の取扱い」に明示。
- 領域「言葉」
 - ・言葉に対する感覚を豊かにすることを「ねらい」に明示。
 - ・生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすることを「内容の取扱い」に明示。
- 領域「表現」
 - ・豊かな感性を養う際に、風の音や雨の音、身近にある草や花の形や色など自然の中にある音、形、色などに気付くようにすることを「内容の取扱い」に明示。

12

第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項の改訂について

13

幼稚園教育要領改訂の概要

－「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項」の改訂の要点

- ① 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
 - 「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」の計画を作成する際に、地域の人々と連携するなど、地域の様々な資源を活用しつつ、多様な体験ができるようにすることを明示。
- ② 子育ての支援
 - 幼稚園が地域における幼児期の教育のセンターとしての役割を果たす際に、心理や保健の専門家、地域の子育て経験者等と連携・協働しながら取り組むことを明示。

14